

投資信託の分配金に関する税制変更のご案内

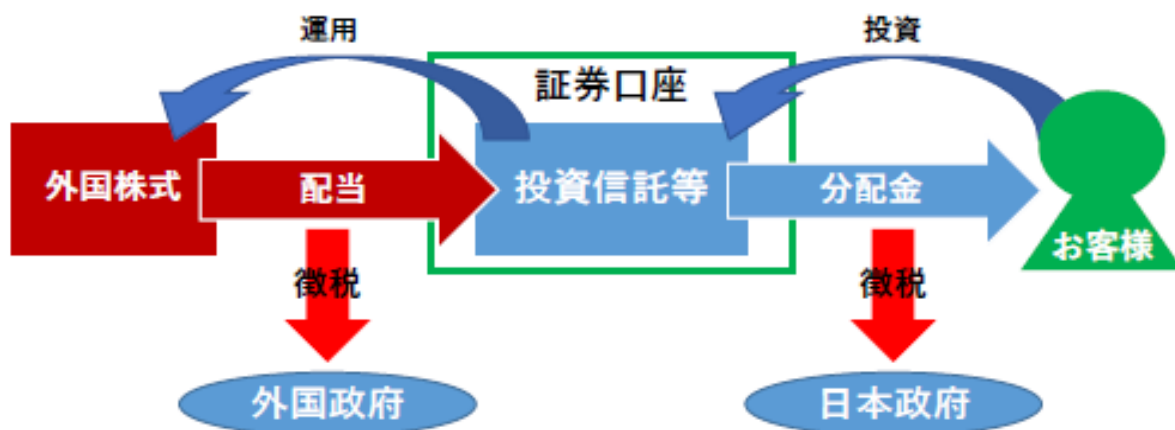
投資信託等の二重課税調整制度開始について

これまで、お客さまが保有する投資信託等について、外国株式等への投資から得た利益が分配金に含まれている場合には、その投資信託等が外国において徴収された納税額（外国所得税額）と、お客さまが受け取る分配金に対する所得税等で二重に税金を課せられる、「二重課税」が行われている状態にありました。

これについて、証券業界は改善を要望していたところ、2020年1月1日より外国所得税額を考慮して所得税等が課されることとなりました。

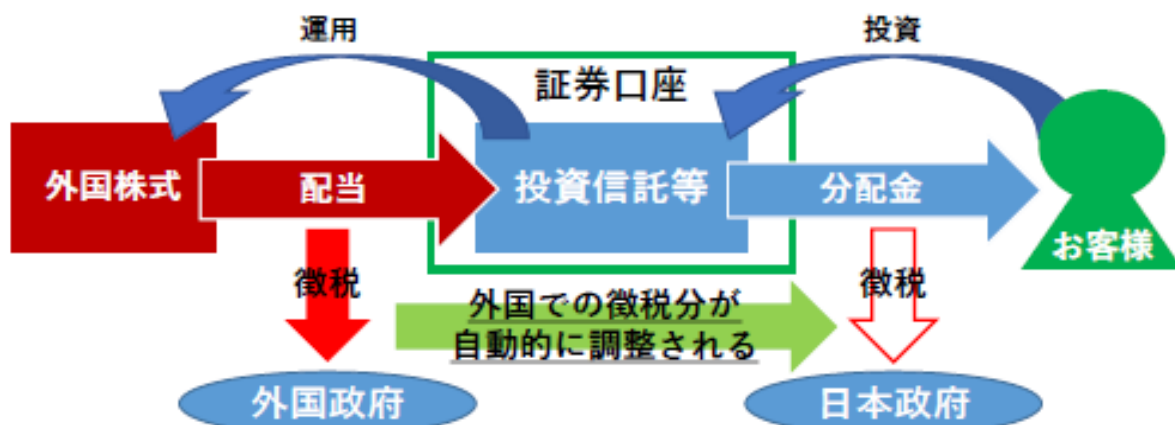
なお、この二重課税調整措置について、お客さまに必要な手続きはなく、2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金に対して、自動的に適用されます。

2019年12月31日までに支払われる投資信託等の分配金



※ 私募投資信託、ETF・J-REIT・JDR（株式数比例配分方式以外）についてのみ、二重課税調整が可能。

2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の分配金



※ 公募投資信託、ETF・J-REIT・JDR（株式数比例配分方式）でも、二重課税調整が可能となった。

お問い合わせは 山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

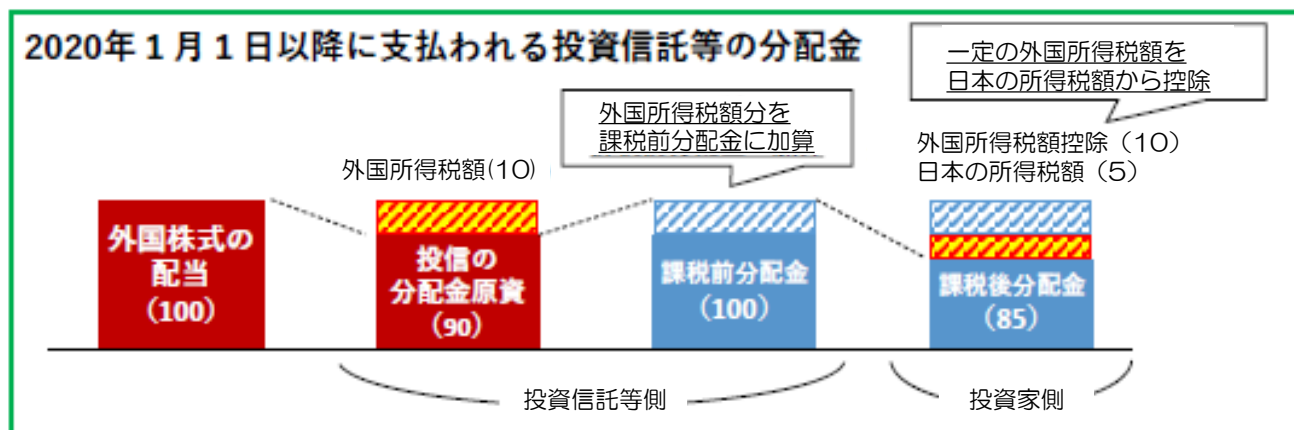
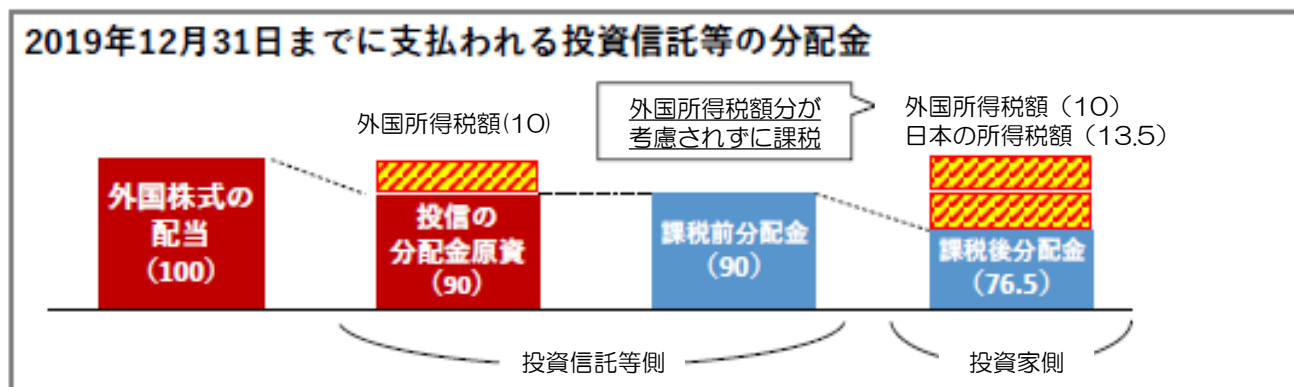
フリーダイヤル 0120-201862 照会コード 9

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)

株式会社 山梨中央銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号
加入協会 日本証券業協会

二重課税調整の方法



※ イメージ化のために外国政府における税率を10%、日本政府における税率を15%としていますが、実際には復興特別所得税や地方税が課されます。

※ 各段階の数値は、保有している商品やその投資先に関する税制、お客様の属性等によって異なります。

本措置の対象となる投資信託等を保有している場合、2020年1月1日以降に支払われる投資信託等の課税前分配金額は、外国所得税額が加算された金額となります。

この金額をもとに日本の課税額（国税・地方税）の計算が行われますが、国税はそこから一定の外国所得税額を控除することによって、二重課税状態を解消するための調整が自動的に行われます。ただし地方税については、二重課税調整制度の適用はありません。

なお、日本の所得税額から控除される外国所得税の額は、保有している商品やその投資先に関する税制、お客様の属性等によって差異が生じる可能性があります。

二重課税調整措置の対象

二重課税調整措置の対象となるのは、外国資産（株式・不動産等）に投資を行いそこから生じた利益をもとに投資家に分配金を支払っている投資信託等です。これらの投資信託等が2020年1月1日以降に支払う分配金については、自動的に二重課税調整が行われます。ただし、対象となる投資信託等をNISA口座で保有されている場合は、国税分は非課税となり、外国との二重課税状態が発生しませんので本措置の対象となりません。

お問い合わせは 山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

0120-201862 照会コード 9

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)

株式会社 山梨中央銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号
加入協会 日本証券業協会